

令和2年3月3日

出資者 各位

鹿児島県鹿児島市泉町2番3号
鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

優先出資の発行に関する決定公告

優先出資の発行について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 優先出資の内容

- (1) 当金庫は、優先出資者に対して、普通出資者に先立って、優先的配当を行うものとする。優先的配当の額（以下、「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下、「優先的配当率」という。）は、年11.6%とする。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由が認められる場合には、当金庫または優先出資者は相手方に対し、この割合を変更することについて協議を求めることができるものとする。
- (2) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
- (3) 当金庫は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の規定に基づき、優先出資の消却を行うことができる。なお、優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。
 - イ. 買入価格は1口あたり2,000円とする。
 - ロ. 買い入れに伴い発生する予定優先的出資配当率相当負担金は、「(1口あたりの優先出資額面金額) × (優先的配当率) × (当該年度の配当起算日から買い入れまでの日数 / 365) × (買入口数)」とする。
- (4) 当金庫の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
 - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。
 - ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。
 - ニ. 残余財産の額がイおよびロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(5) 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の信用金庫法による普通出資者の権利を有しない。

2. 発行口数

500,000 口

3. 額面金額

1 口につき 500 円

4. 発行価額

1 口につき 2,000 円

5. 増加する資本金

1 口につき 2,000 円 (1,000,000,000 円)

6. 増加する資本準備金

－円

7. 償還期限

発行者の任意による場合に限り、発行後 5 年経過以降 1 口につき 2,000 円で償還可能

8. 申込期間

令和 2 年 3 月 17 日 (火) から令和 2 年 3 月 24 日 (火) まで

9. 払込期日

令和 2 年 3 月 31 日 (火)

10. 募集の方法

私募 (第三者割当)

11. 配当起算日

令和 2 年 3 月 31 日 (火)

以 上